

高まる森林・土地管理の重要性と企業対応

研究員 長岡真太郎

1 気候変動と生物多様性における森林・土地の重要性

サステナビリティの観点から森林・土地分野への関心が高まっている。深刻化する気候変動に加え、森林減少や土地劣化などの進行に伴う生物多様性の損失が、経済活動上のリスクとして認識されるようになり、森林・土地を巡る課題は環境保全・サプライチェーン管理・金融など幅広い分野で取り上げられている。こうしたなか、企業にも事業活動において森林・土地への影響などを考慮することが求められているが、これまで企業が活用できる基準や枠組みは限定的だった。近年、主に気候変動と生物多様性の分野においてこうした基準や枠組みの整備が進展している。

2 気候分野での動き

2015年のパリ協定以降、将来的な気候変動の緩和に向けて、企業による温室効果ガス(GHG)排出削減の取組みが活発化している。森林・土地分野は、森林伐採や木材利用などに伴うGHG排出源である一方、樹木による二酸化炭素(CO₂)吸収源としての機能も有することから、気候変動対策において排出・吸収の両面で重要な役割を担うとされている。

26年、国際的なGHG算定基準である「GHGプロトコル」は、農業・土地におけるGHG排出やCO₂除去の算定・報告方法を記した「Land Sector and Removals Standard(土地セクター・除去基準)」を公開した。同基準は、土地を保有もしくは管理する企業や、農作物の生産・購入・販売に携わる企業を対象としている。

同基準では、森林減少・森林劣化(注1)、土地利用変化、土地管理、農作物利用などに伴うGHG排出量や、土地の炭素貯留によるCO₂除去量の算定方法が示されている(なお最新版であるVersion 1.1は農業およびCO₂除去技術を対象としており、林業は適用対象外である)。

26年は排出・除去の算定方法だけでなく、目標設定の方法論についても進展があった。企業に対して科学的根拠に基づく削減目標値の設定を求める枠組みであるScience Based Targetsイニシアティブ(SBTi)は、森林・土地・農業分野(Forest, Land and Agriculture, FLAG)に特化した目標設定のガイドライン「FLAGガイダンス」の改訂版を公開した(初版2022年)。同ガイダンスは、事業から生じるFLAG関連の排出量が一定量以上の企業および、林業、紙・パルプ、食品生産、食品・飲料加工など特定の業種に属する企業を対象としている。これらの企業は、まず土地セクター・除去基準に基づき排出量を算定し、そのうえでFLAGガイダンスが求める削減率(例：年率3.03%)と整合する削減目標の設定が求められる。

3 生物多様性分野での動き

森林・土地の保全は、生物多様性の保全と生態系サービス(注2)の維持に不可欠と認識されている。昆明・モンテリオール生物多様性枠組(22年)では、生物多様性の保全に向けた23の国際目標が採択され、企業に対しても事業と生物多様性との関係を特定し、開示することが求められた。その後公表された自然

関連財務情報開示タスクフォース提言(いわゆるTNFD提言、23年)は、特定・開示の枠組みを提供するものであり、現在、多くの企業が同提言に基づく情報開示を進めている。

また、SBTiの自然分野における枠組みとしてSBTネットワーク(SBTN)が設立され、自然保全に関する科学的根拠に基づく目標設定手法が示された。SBTNは「土地」に関するガイダンスを公表しており(24年)、農林水産業や食品産業に限らず、卸・小売業、化学産業、機械産業なども広く含め、自社の事業活動と土地利用との関連性が高い企業を対象としている。同ガイダンスでは、自然生態系の転換(例：原生林から農園への転換)をゼロにすることや、事業に伴う土地利用面積の削減に取り組むことなどを求めている。加えてSBTNは、自然への影響が大きく企業が優先的に対応すべき原材料である「ハイインパクトコモディティ」を整理しており、鉱物・金属やエネルギー資源のほか、農林業に関しては木材、紙、大豆、牛肉、カカオ、パーム油などが指定されている。

森林関連の法整備も進んでいる。例えば、EUの森林減少防止に関する規則(EU Deforestation Regulation、EUDR)は、対象製品をEU市場で流通させる企業やEU域外へ輸出する企業に対し、その製品が森林減少フリ

ーであること(例：森林を伐採して造成した農園で生産されていないこと、違法伐採に由来しないこと)を証明するよう求めている。対象製品には、牛(革を含む)、カカオ、コーヒー、パーム、ゴム、大豆、木材の7製品とこれらの派生製品が含まれる。これらの製品をEU市場に上市する企業には、生産地の地理的位置情報を把握したうえで、森林減少フリーであることや現地法令を遵守して生産されたものであることを確認する、デューデリジェンスの実施が求められる(注3)。

4 企業による今後の取組み

森林・土地関連の種々の枠組みが整備され、企業が管理・保全に取り組むための基盤が整いつつある。さらにEUDRなどによる法規制の強化などを背景に、企業経営における森林・土地への対応の重要性が高まっている。気候、生物多様性分野に共通して、自社の事業やサプライチェーンが森林減少や土地利用変化にどのように関与しているかを把握することが、取組みの出発点として求められている。今後は、こうした状況把握や情報開示、目標設定に取り組む動きが、まずは大企業を中心に拡大していくと想定される。

<参考文献>

- ・農林水産省(2026)「EUのEUDR(森林減少防止に関する規則)の概要」
- ・GHG Protocol(2026) Land Sector and Removals Standard Version 1.1.
- ・IPCC(2022) Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change.
- ・SBTi(2026) FOREST, LAND AND AGRICULTURE SCIENCEBASED TARGET-SETTING GUIDANCE VERSION 1.2.
- ・SBTN(2024) Land Technical Guidance Version 1.0.

(ながおか しんたろう)

(注1) 森林減少：森林を非森林に転換すること。森林劣化：森林のもつ、炭素貯蔵や木材製品などの生態系サービスを生産する能力が低下すること(IPCCの定義に基づく)。

(注2) 生態系サービス：食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵(環境省の定義に基づく)。

(注3) EUDRは23年に施行されたが、簡素化などの改正をふまえ、適用は26年12月30日(小規模・零細事業者は27年6月30日)からの見込み。